皆野町イメージキャラクター「み～な」物品の販売に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町が作製した物品（以下「物品」という。）を販売する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（販売方法）

第２条　物品の販売方法は、次に掲げるとおりとする。

(1)　自己の店舗等を有する事業者であり、かつ、物品の販売を目的として購入する者（以下「販売事業者」という。）を通して販売する方法

(2)　催事及び物産展等の行事において、町のPRを目的として、行事参加者等に対して町が直接販売する方法

（申請）

第３条　町から物品を購入しようとする販売事業者は、皆野町イメージキャラクター「み～な」物品購入申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２　物品及び販売事業者への卸価格は、別表１のとおりとする。

（承認）

第４条　町長は、前条の規定による申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を皆野町イメージキャラクター物品購入承認（非承認）書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（販売参考価格）

第５条　物品の販売参考価格は、別表２のとおりとする。

（苦情及び返品等の処理）

第６条　販売事業者は、販売した物品について購入者から苦情があった場合には、適切な措置を講じ、速やかにその内容を町に報告しなければならない。

（指示等）

第７条　町長は、必要があると認めたときは、販売事業者に対し物品の販売方法その他取扱いに関し、必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

（免責）

第８条　販売事業者が町から購入した物品に起因する品質保証、損害賠償請求等の被害について、町は一切の責を負わないものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるものの他、物品の販売に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表１（第３条関係）

物品名	卸価格
「み～な」ぬいぐるみストラップ	1ロット（10個）　10,000円

別表２（第５条関係）

物品名	販売参考価格
「み～な」ぬいぐるみストラップ	1個　1,400円

附　則

この告示は、公布の日から施行する。